

## 農業共済事業における1県1組合化（特定組合化）について

### 1 経緯・背景

国は保険ニーズの多様化など時代の変化に対応するため、平成29年6月に農業保険法(昭和22年制定)を改正し、収入保険制度の導入や農作物共済では「強制加入」から「任意加入」になるなど制度が見直された。

しかし、「任意加入」になることや農業者の高齢化・後継者不足により、共済加入者の減少が予想され、共済事業事務を行う県下の市町は将来的に安定的な事業運営の継続が難しくなることが予測される。

そのため、改正された法では、農業共済を実施する団体は共済事業の効率化を図るため、相互に連携し、合併の推進に努めることとされている。

そこで、兵庫県が主体となり、兵庫県農業共済組合連合会（連合会）及び各市町村で「特定組合化についての勉強会」を平成29年5月より開催し、最終的に1県1組合化を目指す協議会（兵庫県農業共済組合設立推進協議会）を平成30年1月に設置した。

現在、平成32年4月を目標に1県1組合化に向けて組織体制などについて協議している。

### 2 1県1組合化とは

1県1組合化とは、県全域を事業区域とする一つの民営組合（特定組合）を設立し、この組合において農業共済事業を行なおうとするものである。

この組合は県農業共済組合連合会の権利・義務を承継する、市町等と連合会が一つとなった組織である。

1県1組合化により、これまで三段階制（市⇄連合会⇄国）で行われてきた運営体制が、二段階制（特定組合⇄国）に移行する。

### 3 1県1組合化による市内農家への効果

- ① 事業体制が三段階制（市⇄連合会⇄国）から二段階制（特定組合⇄国）になるため、中間組織が省かれ、共済金の支払いが早くなる。
- ② 神戸市では大豆・梨などの品目が新たに引受対象になる。

## 4 その他

### (1) スケジュール

平成 30 年 1 月：1 県 1 組合化推進協議会の設置（月 1 回程度開催）

平成 31 年 4 月：1 県 1 組合化にかかる覚書を市町、県、連合会と締結

平成 31 年 11 月：市農業共済条例の廃止を議会に上程

平成 32 年 4 月：特定組合発足

### (2) 他都道府県の状況（平成 30 年 11 月時点）

① 1 県 1 組合化移行済み：33 都府県

② 1 県 1 組合化の目標時期が決定：9 県（兵庫県含む）

※ 31 年度 3 県，32 年度 5 県（兵庫県），33 年度 1 県

③ 1 県 1 組合化の目標時期が未定：5 道県

### 【参考】 1 県 1 組合化のイメージ図

